

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	健康増進事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進事業に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全に期している。

評価実施機関名

さいたま市長

公表日

令和5年7月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進事業に関する事務は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、市民の健康増進のために必要な事業(以下「事業」という。)を推進するために行う事務であり、事務の流れは、事業の種類によって若干異なるが、利用申込、事業対象であることの確認、勧奨通知の発行、事業の提供及び事後指導・結果管理である。 上記事務においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一(第9条関係)の76の項に基づき、個人番号を利用して検診結果の管理等を行う。
③システムの名称	保健システム、中間サーバ、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一主務省令」という。)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。) (情報照会の根拠) ・別表第二 102の2の項 ・別表第二主務省令 第50条 (情報提供の根拠) ・別表第二 102の2の項 ・別表第二主務省令 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	さいたま市保健衛生局保健所地域保健支援課
②所属長の役職名	地域保健支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	各区役所 暮らし応援室 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 他
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	さいたま市保健衛生局保健所地域保健支援課 住所: 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号: 048-840-2214

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健センターシステム	保健システム	事後	システム名称の統一のため
平成31年2月8日	IV リスク対策	(該当事項未記載)	リスク対策について記載	事後	様式変更のため
平成31年2月8日	(旧項目名) I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長 (現項目名) I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	課長 小林 裕子	地域保健支援課長	事後	様式変更のため
令和1年6月14日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和2年5月20日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	評価実施機関における重大事故の発生から1年を経過したことに伴う修正
令和3年12月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法においては、別表第一項番76に基づき、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務に個人番号を用いることとなる。	上記事務においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一(第9条関係)の76の項に基づき、個人番号を利用して検診結果の管理等を行う。	事後	
令和3年12月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条 別表1 76項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条 (平成26年9月10日内閣府総務省令第5号)	・番号法第9条第1項、別表第一の76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一主務省令」という。)第54条	事後	
令和3年12月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和3年12月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健システム、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム)	保健システム、中間サーバ、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム)	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年6月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年6月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(記載なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)(情報照会の根拠) ・別表第二 102の2の項 ・別表第二主務省令 第50条(情報提供の根拠) ・別表第二 102の2の項 ・別表第二主務省令 第50条 	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年6月19日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(記載なし)	十分である	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年6月19日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(記載なし)	十分である	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和5年7月27日	I 5①部署	保健福祉局	保健衛生局	事後	組織改正による名称変更
令和5年7月27日	I 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉局	保健衛生局	事後	組織改正による名称変更